

# H28.12.16 第 5 回市民参加推進会議 資料1

平成 2 8 年 月 日

白井市長 伊澤 史夫 様

白井市市民参加推進会議  
会 長 池 川 悟

平成 27 年度市民参加の実施状況に対する総合的評価について（答申案）

平成 26 年 7 月 30 日付け白市活第 71 号で諮問のありました平成 27 年度市民参加の実施状況に対する総合的評価について、審議した結果を以下のとおり答申します。

第四期（平成 26 年度～平成 28 年度）  
市民参加推進会議  
会 長 池川 悟 副会長 市川 温子  
委 員 坂野喜隆 手塚崇子 林 章  
谷本滋宣 徳本 悟 三浦永司



## 答 申

第四期白井市市民参加推進会議は、平成 26 年度に委嘱された 9 名によって組織し、市長から諮問された事項について調査審議を行いました。

諮問された事項は、市民参加の取り組みを行った事業についての「総合的評価に関すること」と「市民参加条例の検証・見直しに関すること」の 2 事項であり、今年度の「総合的評価に関すること」については、平成 27 年度に市民参加を実施した 13 事業の総合的評価を行いました。

13 事業のうち 8 事業が平成 27 年度で事業を終了し、5 事業が平成 28 年度以降も継続して実施する事業であり、総合的評価において事業毎に市民参加の方法やその実施内容、公表を含む市民への周知などについて調査・審議を行いました。また、今年度から総合的評価をより適切に行うため、2 事業について担当課職員へのヒアリングを試行的に実施しました。

こうした調査・審議をもとに、今年度は任期 3 年目の総合的評価の答申として、以下の 4 つの提言を行います。これらの提言は、いずれも白井市における市民参加を更に推進させるために必要な事項や不足している事項となりますので、改善を図ることで市民参加の質の向上が期待できます。

また、2 つ目の諮問事項である「市民参加条例の検証・見直しに関すること」についての答申は、これまでの総合的評価をもとに、市民参加条例の課題と方向性を整理するなど、他市の市民参加条例の動向や内容を併せ、さらなる審議を重ねる必要があるため、第四期の任期満了（平成 29 年 7 月 29 日）までに改めて答申を行うこととします。

市長におかれましては、本答申を受け、第 5 次総合計画に定められた市の将来像「ときめきとみどりあふれる快活都市」の実現に向け、更なる市民参加の推進に取り組んでいただくようお願い致します。

## **[提言1]職員ヒアリングを全対象事業へ拡大実施 - 実質的な評価と事業の説明責任 -**

昨年度に提言した「市民参加をさらに進めるための新たな評価方法の検討」の手法として、今年度は2事業にて担当課の職員へのヒアリングを試行的に実施しました。

担当課の職員から事業の詳細や市民参加に関する取り組みを直接ヒアリングして確認することにより、十分に事業を把握することができました。ヒアリングを実施した結果、評価点数が変わるなど、ヒアリングがより実質的な評価につながるようになりました。

また、これからの行政運営においては透明性を確保し、市民への事業の説明責任を十分に果たしていくことも求められます。

このことから、今年度の試行実施を経て市民参加の総合的評価におけるヒアリングの有用性を確認することができましたので、次年度から職員ヒアリングを総合的評価の全対象事業に拡大し、実施していくよう期待します。

## **[提言2] 中間評価を廃止し、終了評価に一本化 — 審議時間の効率的・効果的活用 —**

これまで市民参加の実施状況に対する総合的評価は、終了した事業を「終了評価」として、年度をまたぎ事業が継続して行われるものを「中間評価」として評価をしてきました。

しかし、中間評価においては事業の途中段階での評価となるため、事業の全体像や市民参加の全体プロセスが時系列的に把握できないため、事業の一部からしか評価が行えません。また、終了評価の際には中間評価時に出された論点や意見を再度確認しながら評価を行う等、議論が重複する場面も多々あり、限られた審議会のなかで中間評価の意義が見出しにくい状況にあります。

このことから、審議時間を効率的・効果的に活用するとともに、終了評価の審議をより深く行っていくため、今後の総合的評価は中間評価を廃止し、事業の終了時に行う終了評価へ一本化することを期待します。

### **[提言 3] 市民参加事業担当職員に対する事前研修の実施 —市民参加の理解に基づく事業推進—**

これまでの総合的評価は、市民参加の観点から事業終了後に評価を行い、その評価結果を事業担当課にフィードバックすることにより、事業担当課は事業の評価結果と改善すべき事項の理解を促し、市民参加の必要性と重要性を再認識することに活かしてきました。

こうした取り組みは、職員の市民参加の理解とこれからの市民参加の事業推進に一定の効果があるものと思われます。

しかし、市民参加事業を実施する前段階で、市民参加の意義や考え方とともに、市民参加の手法とその効果的な適用方法を理解することで、様々な機会に市民参加を取り入れた質の高い事業を推進することが可能になります。また、総合的評価の評価基準や評価水準をあらかじめ理解することで、市民参加のポイントに即した事業の推進とともに、終了評価の際の事業の振り返りにも役立てることができます。

こうしたことから、市民参加事業を実施する職員に対し、事業を実施する前段階で市民参加を十分に理解する事前研修を実施することを期待します。

### **[提言 4] 市民への情報発信と情報の共有化 —パブリックコメントへの意見提出につながる参加意識の醸成—**

市民参加を進めるために、市民と市の情報の共有化と市政への参加機会が基本原則に位置付けられています。昨年度に市民と市の情報の共有化の一つの方策として「情報公開場所の3原則 - 情報公開コーナー、市ホームページ・図書館での情報の共有化—」を提言し、今年度からその取り組みが全庁的に実施されるようになってきています。

しかしながら、アンケート調査結果の公表や会議録の公開が行われていない事業があり、市民参加後の結果が市民にフィードバックされないことが、市民の市政への参加意識が高まりきらない要因の一つになっているものと考えられます。また、市政への参加機会の一つであるパブリックコメントへの意見提出の件数がまったくない事業が散見されるなど、市民の市政への参加意識を醸成できていないことは課題として受け止めなければなりません。

これからは、市民参加の実施前や実施後のあらゆる機会や様々な媒体を通じ、より一層の市民への情報の発信と共有化を進め、パブリックコメントへの意見提出につながる参加意識を醸成していくことが期待されます。